

幹部職員書面調査

<留意事項>

1. 今般の幹部職員の事案等を受け、職員の服務規律の遵守状況に関して、**課長級以上の職員（現在、国立大学法人等への出向中の者を含む。）に対する書面調査**を実施いたします。
2. 回答にあたっては、**包み隠さず真摯にご回答頂くようお願いいたします**。なお、承知している事実を申告しなかったことが後日判明した場合には、国家公務員倫理規程第7条第2項及び第3項違反に問われる恐れがありますので、十分ご留意ください。
3. **調査の対象期間は、平成20年4月～平成30年8月（過去10年間）とします。**
4. **今回の調査を踏まえて、慎重に事実認定等を行っていくため、別途ヒアリング調査への御協力をお願いする場合があります**ので、その旨あらかじめご了承ください。
5. 本調査の回答等について、他に漏らさないようご注意ください。
6. 本調査は記名式で行いますが、個人情報の保護及び調査に関する秘密保持を徹底します。
7. 現在出向中の方については、国家公務員としての勤務時の状況に基づき回答してください。
8. 本調査にあたっては別添の参考をご確認の上、回答してください。

回答欄

私は、承知している事実について包み隠さず真摯に回答することを誓います。

回答日： 平成 年 月 日

職名：

氏名：

回答欄

1. 今般の事案において逮捕・起訴された谷口浩司氏に会ったことはありますか。

2. 「会ったことがある」場合、どのような関係ですか。

(どのような経緯で知り合ったか、また、複数回又は継続して会った場合、その具体的な態様)

3. 谷口浩司氏との関係について、回答欄に「はい」又は「いいえ」でお答えください。

回答欄

① 一緒に会食をしたことはありますか。 ※「はい」の場合は、4-1も回答。

回答欄

② 金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、4-2も回答。

回答欄

③ 観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか。

(公務による視察等は除く) ※「はい」の場合は、4-3も回答。

回答欄

④ 金銭の貸し付けを受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、4-4も回答。

回答欄

⑤ 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、4-5も回答。

回答欄

⑥ 無償で役務の提供を受けたことはありますか。(例：自動車の送迎、建物の修繕、引越し作業の提供等) ※「はい」の場合は、4-6も回答。

回答欄

⑦ 未公開株式を譲り受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、4-7も回答。

回答欄

⑧ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行(公務による出張は除く)をしたことはありますか。

※「はい」の場合は、4-8も回答。

回答欄

- ⑨ 谷口氏に要求して、第三者に対して①～⑧のような行為をさせたことはありますか。
(例：家族へのプレゼント等) ※「はい」の場合は、4-9も回答。

回答欄

- ⑩ その場に居合わせていない谷口氏に対して、飲食物の料金などを支払わせたことはありますか(いわゆる「つけ回し」)。 ※「はい」の場合は、4-10も回答。

全て「いいえ」と回答した場合は5.に進む

- 4-1. 「① 一緒に会食をしたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について記載してください。

- 4-2. 「② 金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

- 4-3. 「③ 観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか(公務による視察等は除く)。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について記載してください。

- 4-4. 「④ 金銭の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

4-5. 「⑤ 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

--

4-6. 「⑥ 無償で役務の提供を受けたことはありますか。（例：自動車の送迎、建物の修繕、引越し
作業の提供等）で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

--

4-7. 「⑦ 未公開株式を譲り受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について記載してください。

--

4-8. 「⑧ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務による出張は除く）をしたことはありますか。」
で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について記載してください。

--

4-9. 「⑨ 谷口氏に要求して、第三者に対して①～⑧のような行為をさせたことはありますか。
（例：家族へのプレゼント等）」で「はい」と回答した場合のみ
①～⑧のいずれの行為か及びその態様について記載してください。

--

4-10. 「⑩ その場に居合わせていない谷口氏に対して、飲食物の料金などを支払わせたことはありますか（いわゆる「つけ回し」）。で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、谷口氏に支払わせた金額について記載してください。

5. **谷口浩司氏以外**の者との関係についてお伺いします。以下の設問（5-A）及び（5-B）についてご回答願います

5-A **利害関係者**との関係について、回答欄に「はい」又は「いいえ」でお答えください。

① 一緒に会食をしたことはありますか。

（割り勘の場合及び20名以上が参加する立食パーティの場合を除く。）

※「はい」の場合は、5-A-1も回答。

回答欄

② 金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、5-A-2も回答。

回答欄

③ 観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか（公務による視察等は除く）。 ※「はい」の場合は、5-A-3も回答。

回答欄

④ 金銭の貸し付けを受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、5-A-4も回答。

回答欄

⑤ 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、5-A-5も回答。

回答欄

⑥ 無償で役務の提供を受けたことはありますか。（例：自動車の送迎（職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供された自動車（利害関係者が日常的に利用しているもの）を利用した場合を除く。）、建物の修繕、引越し作業の提供等） ※「はい」の場合は、5-A-6も回答。

回答欄

⑦ 未公開株式を譲り受けたことはありますか。

※「はい」の場合は、5-A-7も回答。

回答欄

回答欄

⑧一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務による出張は除く）をしたことはありますか。

※「はい」の場合は、5-A-8も回答。

回答欄

⑨当該利害関係者に要求して、第三者に対して①～⑧のような行為をさせたことはあります

か。（例：家族へのプレゼント等） ※「はい」の場合は、5-A-9も回答。

回答欄

⑩その場に居合わせていない利害関係者に対して、飲食物の料金などを支払わせたことは

ありますか（いわゆる「つけ回し」）。 ※「はい」の場合は、5-A-10も回答。

5-A-1. 「①一緒に会食をしたことはありますか。（割り勘の場合及び20名以上が参加する立食パーティの場合を除く。）」で「はい」と回答した場合のみ

内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-2. 「②金銭、物品又は不動産の贈与を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ

内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-3. 「③観劇、スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか（公務による視察等は除く）。」で「はい」と回答した場合のみ

内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-4. 「④ 金銭の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-5. 「⑤ 無償で物品又は不動産の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-6. 「⑥ 無償で役務の提供を受けたことはありますか。（例：自動車の送迎（職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供された自動車（利害関係者が日常的に利用しているもの）を利用した場合を除く。）、建物の修繕、引越し作業の提供等）」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-7. 「⑦ 未公開株式を譲り受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-8. 「⑧ 麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務のための旅行を除く）をしたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

--

5-A-9. 「⑨ 当該利害関係者に要求して、第三者に対して①～⑧のような行為をさせたことはありますか。（例：家族へのプレゼント等）」で「はい」と回答した場合のみ
①～⑧のいずれの行為か及びその態様について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-A-10. 「⑩ その場に居合わせていない利害関係者に対して、飲食物の料金などを支払わせたことはありますか（いわゆる「つけ回し」）。で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、支払わせた金額について、当該利害関係者の所属・名前とともに記載してください。

5-B **利害関係者以外**の者との関係について、回答欄に「はい」又は「いいえ」でお答えください。

① 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な飲食などの供応接待を受けたことはありますか。 ※「はい」の場合は、5-B-1も回答。 回答欄

② 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭・物品・不動産の贈与を受けたことはありますか。 ※「はい」の場合は、5-B-2も回答。 回答欄

③ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な観劇・スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか（公務による視察等は除く）。 ※「はい」の場合は、5-B-3も回答。 回答欄

④ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭の貸し付けを受けたことはありますか。 ※「はい」の場合は、5-B-4も回答。 回答欄

⑤ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な物品・不動産の貸し付けを無償で受けたことはありますか。 ※「はい」の場合は、5-B-5も回答。 回答欄

回答欄

- ⑥ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な役務の提供を無償で受けたことはありますか。
(例：自動車の送迎、建物の修繕、引越し作業の提供等)
※「はい」の場合は、5-B-6も回答。

回答欄

- ⑦ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な未公開株式を譲り受けたことはありますか。
※「はい」の場合は、5-B-7も回答。

回答欄

- ⑧ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務による出張は除く）の接待を受けたことはありますか。 ※「はい」の場合は、5-B-8も回答。

回答欄

- ⑨ 特定の事業者等に要求して、第三者に対して①～⑧のような行為をさせたことはありますか。
(例：家族へのプレゼント等) ※「はい」の場合は、5-B-9も回答。

回答欄

- ⑩ その場に居合わせていない特定の事業者等に対して、繰り返し又は著しく高額な飲食物の料金などを支払わせたことはありますか（いわゆる「つけ回し」）。
※「はい」の場合は、5-B-10も回答。

5-B-1. 「① 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な供応接待を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-2. 「② 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭・物品・不動産の贈与を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-3. 「③ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な観劇・スポーツ観戦などの招待・もてなしを受けたことはありますか（公務による視察等は除く）。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-4. 「④ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な金銭の貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-5. 「⑤ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な物品・不動産を無償で貸し付けを受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所について当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-6. 「⑥ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な役務の提供を無償で受けたことはありますか。（例：自動車の送迎、建物の修繕、引越し作業の提供等）」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所、自らの負担金額について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-7. 「⑦ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な未公開株式を譲り受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ内容、回数、具体的な日時、場所について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-8. 「⑧ 特定の事業者等から繰り返し又は著しく高額な麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行（公務による出張は除く）の接待を受けたことはありますか。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、自らの負担金額について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-9. 「⑨ 特定の事業者等に要求して、第三者に対して①～⑧のような行為をさせたことはありますか。（例：家族へのプレゼント等）」で「はい」と回答した場合のみ
①～⑧のいずれの行為か及びその態様について、当該事業者等の所属・名前とともに記載してください。

5-B-10. 「⑩ その場に居合わせていない特定の事業者等に対して、繰り返し又は著しく高額な飲食物の料金などを支払わせたことはありますか（いわゆる「つけ回し」）。」で「はい」と回答した場合のみ
内容、回数、具体的な日時、場所、参加者名・人数、支払わせた金額について記載してください。

書面調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

全職員書面調査

非公表部分が一部あり

<留意事項>

1. 今般の幹部職員の事案等を受け、職員の服務規律の遵守状況等に関して、全職員（現在、国立大学法人等への出向中の者を含む。）に対する調査を実施いたします。
2. 本調査は、
 - . 国家公務員倫理に関する理解度の確認
 - . 国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認
 - . 国家公務員倫理に係る抵触行為の確認から構成されています。
3. 上記 . 国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認、 . 国家公務員倫理に係る抵触行為の確認の回答にあたっては、包み隠さず真摯にご回答頂くようお願いいたします。なお、承知している事実を申告しなかったことが後日判明した場合には、国家公務員倫理規程第7条第2項及び第3項違反に問われる恐れがありますので、十分ご留意ください。
4. 調査の対象期間は、平成20年4月～平成30年8月(過去10年間)とします。
5. 今回の調査を踏まえて、慎重に事実認定等を行っていくため、別途ヒアリング調査への御協力をお願いする場合がありますので、その旨あらかじめご了承ください。
6. 本調査の回答等について、他に漏らさないようご注意ください。
7. 本調査は記名式で行いますが、個人情報の保護及び調査に関する秘密保持を徹底します。
8. . 国家公務員倫理に係る抵触行為の確認において、設問1-3～1-6、2-4～2-7、2-10及び2-11にご回答いただいた内容をもって、今後不当な取扱いがなされることはありませんので、真摯にご回答ください。
9. 現在、出向中の方については、国家公務員としての勤務時の状況に基づきご回答願います。

回答欄

私は、承知している事実について包み隠さず真摯に回答することを誓います。

回答日： 年 月 日

職 名：

氏名：

(参考1)

国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号) 抄

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条

2 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等(法第三十九条第一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令(訓令及び規則を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額(その額が調整前における俸給月額に百分の十を乗じて得た額以上であるものに限る。)を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(参考2) 利害関係者及び事業者等について

(国家公務員倫理審査会事務局HPより内容を抜粋)

【利害関係者の定義】

「利害関係者」とは、国家公務員が接触する相手方のうち、特に慎重な接触が求められるものです。ある国家公務員にとって「利害関係者」とは、その国家公務員が現に携わっている1~8の事務の相手方をいいます。ただし、基本的に同一省庁内の国家公務員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱うこととしています。

1 許認可等の申請をしようとしている者、許認可等の申請をしている者及び許認可等を受けて事業を行っている者

2 補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付を申請している者及び補助金等の交付を受けている者

3 立入検査、監査又は監察を受ける者

4 不利益処分の名あて人となるべき者

5 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者

6 所管する業界において事業を営む企業

7 契約の申込みをしようとしている者、契約の申込みをしている者及び契約を締結して債権・債務関係にある者

8 予算、級別定数又は定員の査定を受ける国の機関

【事業者等の定義】

「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人(その事業のための行為を行う場合)のことをいいます。利害関係者が事業者等である場合、その事業者等の利益のためにあなたと接触しているとみられる役員、従業員などは利害関係者とみなされます。

【利害関係者及び事業者等に関する質疑応答集】

問1 倫理法及び倫理規程の「事業者等」には地方公共団体は含まれるのか。地方公共団体の首長、議会議員はどうか。

答 地方公共団体は「事業者等」に含まれる。地方公共団体の首長、議会議員は、地方公共団体の利益のためにする行為を行う場合は、「事業者等」とみなされる。

問2 各府省の地方支分部局は単体として「事業者等」に該当するのか。

答 「事業者等」とは、倫理法第2条第5項により「法人その他の団体」と規定されている。各府省の地方支分部局は国の機関であり、それ自体「団体」であることから、「事業者等」に該当する。

問3 政治家は利害関係者に該当するのか。

答 政治家は、通常は倫理規程第2条第1項各号のいずれにも該当しないので、利害関係者に該当しない。

問4 政治家は通常は利害関係者とはならないとのことであるが、政治家が事業も行っている場合に、その事業との関係でも利害関係者とはならないのか。

答 政治家が事業者として職員と接触する場合には、当該事業に係る許認可等、補助金等の交付等の事務に携わる職員の利害関係者となる。

問5 報道関係者は利害関係者に含まれるのか。

答 取材活動をしている記者は一般には利害関係者に該当しない。

問6 「事業」の定義について、営利を目的とするものに限定し、公益法人が行う事業は含まれないと解釈してよいのか。

答 第2条第1項第1号の「事業」は営利を目的とするものに限定されず、公益法人が行う事業も含まれる。第2条第1項第6号の「事業」は、営利を目的とするものに限られる。

問7 同一省庁の職員同士であっても、第2条第1項各号に掲げる事務に携わる職員にとってその相手方となる職員は利害関係者となるのか。

答 基本的に省庁内部の職員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱うこととしている。

問8 許認可等、不利益処分、行政指導については、行政手続法第2条の定義に当てはまるものであれば、同法第3条で同法第2章から第4章までの規定が適用除外されているものについても、その相手方が利害関係者に含まれるものと解釈してよいか。

答 そのような解釈で差し支えない。

. 国家公務員倫理に関する理解度の確認

非公表

・ 国家公務員倫理規程等に定める手続きの遵守状況の確認

国家公務員倫理法等に基づく届出義務に関する以下の問に回答願います。

1. 現在のあなたの利害関係者に該当する具体的な範囲について理解していますか。
- 回答欄
2. 利害関係者の費用負担によらず、利害関係者と共に飲食をする場合（例えば参加者での割り勘や、利害関係者にあたらぬ第三者が費用を負担する場合）において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合、倫理監督官への届出が事前に必要ですが、きちんと遵守していますか。
- また、やむを得ない事情により事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出が必要ですが、きちんと遵守していますか。
- 回答欄
3. 利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要がありますがきちんと遵守していますか。
- 講演等：「講演」「討論」「講習・研修における指導・知識の教授」「著述」「監修」「編纂」又は「ラジオ・テレビの番組への出演」
- 回答欄
4. 本省課長補佐級（行(一)5級以上）以上の職員の方にお伺いします。
- 本省課長補佐級以上の職員は、四半期毎に一度、利害関係者の有無にかかわらず、事業者等から5,001円以上の贈与（飲食や物品の提供等）があった場合、贈与等報告書の提出が必要ですが、きちんと遵守していますか。
- （注）本省課長補佐級未満の職員の方は回答不要です。
- 回答欄
5. 本省審議官級（指定職俸給表の適用を受ける職員等）以上の職員の方にお伺いします。
- 本省審議官級以上の職員は、毎年3月から4月に前年1年間(1月から12月)に関する、株取引報告書、所得等報告書の提出が必要ですが、きちんと遵守していますか。
- （注）本省審議官級未満の職員の方は回答不要です。
- 回答欄

．国家公務員倫理に係る抵触行為の確認

今般の事案において逮捕・起訴された谷口浩司氏等に関する以下の問に回答願います。
幹部職員調査の対象の方は、設問 1-1、1-2、2-1、2-2 及び 2-3 については回答不要です。
幹部職員調査は、職制上の段階で本省課長級以上経験者を対象とした調査であり、対象者には別途連絡しています。

1-1．【幹部職員調査（ ）の対象の方は回答不要です。】

谷口浩司氏から、金銭・物品等の贈与、金銭の貸付け、無償で物品又は不動産の貸付け、無償でサービスの役務提供（自動車の送迎等）、未公開株式の譲り受け、酒食等のもてなしを受けたことがありますか。共に遊技・ゴルフ・旅行をしたことがありますか。

また、谷口浩司氏に要求して、第三者に対して ～ の行為をさせたことがありますか。

1-2．【幹部職員調査（ ）の対象の方は回答不要です。】

上記 ～ のいずれかに該当がある場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

1-3．所管の公募型事業に関して、上司やその他の職員から谷口浩司氏に対し有利な取扱いをするような行為を指示等されたことがありますか。

回答欄

回答欄

1-4. 「有利な取扱いをするような行為を指示等された」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

1-5. あなた以外の国家公務員が、谷口浩司氏との接触等を行っているのを見た、又は聞いたことがありますか。

回答欄

1-6. 「見た、又は聞いたことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2-1. 【幹部職員調査()の対象の方は回答不要です。】

回答欄

谷口浩司氏以外の利害関係者である事業者等からの贈与等について、設問「1-1」の～に該当することがありますか。

(の自動車の送迎については、職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲でその利害関係者から提供された自動車(利害関係者が日常的に利用しているもの)を利用した場合を除く。については、割り勘の場合及び20名以上が参加する立食パーティーの場合を除く)。

2-2. 【幹部職員調査()の対象の方は回答不要です。】

回答欄

谷口氏以外の利害関係者ではない事業者等から、設問「1-1」の～に関して、繰り返しのもや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や物品の贈与などを受けたこと等がありますか。

回答欄

2-3. 【幹部職員調査()の対象の方は回答不要です。】

設問「2-1」、「2-2」のいずれかに該当がある場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2-4. 所管の公募型事業に関して、上司やその他の職員から谷口浩司氏以外の特定の事業者等に対し有利な取扱いをするような行為を指示等されたことがありますか。

2-5. 「有利な取扱いをするような行為を指示等された」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2-6. あなた以外の国家公務員が、谷口浩司氏以外の特定の事業者等と過度な接触等を行っているのを見た、又は聞いたことがありますか。(例：頻繁な面会、頻繁な個室への出入、頻繁な贈答品の受取、ゴルフ、観劇、スポーツ観戦、麻雀等の遊技、旅行等)

2-7. 「見た、又は聞いたことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2-8. 設問「1-1」から「2-7」の他、あなたは、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する疑いのある行為を行ったことがありますか。

2-9. 「違反する疑いのある行為を行ったことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

回答欄

2-10. 設問「1-1」から「2-7」の他、あなた以外の国家公務員が、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に違反する疑いがある行為を行っているのを見聞きしたことはありますか。

2-11. 「見た、又は聞いたことがある」場合、内容、回数、日時、場所など具体的な態様について記載ください。

2-12. 今般の職員の逮捕事案を受け、文部科学省の再生、国民の信頼回復に向けて、服務規律の観点から考えられる、反省点や再発防止に関する取組・方策について自由に記入願います。

調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。